

やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】

奨学金返還支援募集中

好評により
追加募集!

以下の20市町村で追加募集を実施します(記載の無い市町村は募集対象外です)

・山形市 ・米沢市 ・酒田市 ・寒河江市 ・村山市 ・天童市 ・東根市 ・尾花沢市
・河北町 ・西川町 ・朝日町 ・大江町 ・大石田町 ・最上町 ・大蔵村 ・高畠町
・川西町 ・白鷹町 ・三川町 ・庄内町

募集期間 R6.10.1(火)~10.31(木)

支援金額 2万6千円×令和6年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数
4年制大学の場合の最大支援額 124万8千円(2万6千円×48か月)

在学中に
応募・認定



卒業後に
県内で居住・就業



3年後に
返還支援

支援後も更に2年継続する必要があります

【お問い合わせはこちらまで】
山形県産業労働部産業創造振興課
TEL 023-630-2691
(平日8:30~17:15)

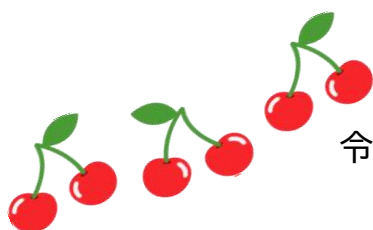
事業HP



申請は追加募集実施市町村の窓口までお願いします。

申請窓口





令和6年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業 【やまがた若者定着枠】追加募集概要




1 募集対象者

次の(1)から(4)までの要件全てに該当することを応募資格としています。

(1) 次のA、Bのいずれかに該当する方

- A 山形県内に居住しながら県内の高校等を卒業し、次の種類の学校（大学等）に在学している方
 - イ 大学院（修士課程及び博士課程前期も含む）
 - ロ 大学
 - ハ 高等専門学校（第4、5学年及び専攻科に限る）
 - ニ 短期大学
 - ホ 専修学校専門課程
 - ヘ 山形県立産業技術短期大学校、同庄内校、山形県立職業能力開発専門学校

B 県内に所在する大学等に在学している方（県外の高校等を卒業した方を含む）

- (2) 将来定住を希望する市町村が対象とする奨学金の貸与を受けている方又は今年度中に受ける予定の方 ※市町村ごとの対象奨学金は右のQRコードから確認できます。⇒ 
- (3) 大学等を卒業後13か月以内に山形県内に居住かつ就業し、その後5年以上継続する見込みの方
- (4) 県内企業等へ就業又は県内で創業を希望する方
(公務員・医師・看護師等・保育士・介護福祉士、病院薬剤師は支援対象外)

2 助成金額

2万6千円×令和6年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数 （上限：奨学金の返還残額）

(例) 4年制大学の方で1年次に認定を受けた場合 26,000円×48か月=1,248,000円が支援額の上限
※応募した市町村と実際に居住した市町村が異なる場合は、助成金額が1/2に減額となります。

3 応募方法

次の書類を募集期間内までに、追加募集を実施する20市町村（表面を参照）のうち大学等を卒業後に居住を希望する市町村へ提出してください。

様式等は、山形県や市町村のホームページでダウンロードできます。

- イ やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】助成候補者認定申請書（様式1）
- ロ 高等学校の卒業証明書（写し可）又は卒業証書の写し（県内高校等卒業者のみ）
- ハ 大学等の在学証明書（写し可）又は学生証の写し
- ニ 奨学生証の写し又は奨学金貸与証明書の写し（奨学金の貸与を受けている方）

※ 応募者多数の場合、市町村ごとに選考を行います。上記のほかに選考に必要な書類の提出を求める場合がありますので、各市町村の指示に従ってください。

4 助成候補者の認定

令和6年12月までに申請書を提出した市町村から文書で認定結果を通知します。

5 助成方法

助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、13か月以内に山形県内に居住かつ県内で通算3年以上就業した場合に助成を行います。

(返還支援後さらに2年間、県内居住・就業を継続する必要があります。)

助成金は、山形県が奨学金の貸与機関に対して支払います。本人にはお支払いしません。

事業の詳細は募集要項に記載しています。
応募の際は必ずホームページから内容をご確認ください。

